

行政視察報告書

1. 委員会又は会派等 市民教育厚生委員会
2. 視察期間 令和5年11月7日 から 令和5年11月9日までの3日間
3. 視察先 (1) 大阪府門真市 (2) 奈良県橿原市 (3) 大阪府箕面市 (4) 兵庫県川西市
4. 視察項目 (1) 大阪府門真市：学校適正配置推進事業について (2) 奈良県橿原市：子ども総合支援センター事業（発達障がい児に係る支援の拠点施設）について (3) 大阪府箕面市：通学路に設置した防犯カメラについて (4) 兵庫県川西市：子どもの人権オンブズパーソン事業について
5. 参加者 〔委員（議員）〕 三宅 智加子、桑原 誠、光田 茂、豊福 達也、奥村 橋倫、船原 基近、 大野 哲也、山田 貴正 〔同行〕 なし 〔随員〕 西村 哲也
6. 考察 別紙のとおり 以上のとおり、報告いたします。 令和5年12月1日 報告者 <u>市民教育厚生委員会委員長 三宅 智加子</u> 大牟田市議会議長 殿

【別紙】

6. 考察

(1) 門真市

①門真市の概要と視察事項

- ・【人口】117,585人 【面積】12.30km²

大阪府の北河内地域で大阪市に隣接している。交通の便がよく職住近接全域が平坦な地形が特徴。歴史としては市制60周年を迎える。

- ・視察事項

学校適正配置推進事業について

- ・小中学校の概要（令和5年5月1日現在）

小学校：14校 児童数：4,329人

中学校：6校 児童数：2,296人

②学校適正配置推進事業を進める背景

- ・児童・生徒数の減少 → 学校の小規模化

人のつながりの希薄化、学校運営の人口の減少、多様な教育活動が困難

- ・施設を老朽化

学校20校の建替・改築を行う人的、財政的コスト

- ・教育環境の変化

50年前に設計された画一的な教室配置の校舎の限界

- ・上記による教職員への大きな負担

教職員定数の減、施設管理リスクの増、教育内容の変化への対応

③学校適正配置推進事業を進める狙い

I 子供たちの教育環境改善

- ・多様な人とのつながりを創り多様な価値観に触れることができる学校
- ・門真の目指す教育を実現する学校
- ・新しく求められる教育に対応することができる学校

II 教職員を取り巻く環境改善、施設維持に係るコスト改善

- ・安定的な学校運営を行う体制確保：分散する人口の集約
- ・学校維持管理に係るコストの適正化：分散する費用の集約

④学校適正配置の経緯

- ・第1次学校適正配置審議会

平成10年7月～平成12年3月 全11回

- ・第2次学校適正配置審議会

平成12年9月～平成14年3月 全13回

- ・第3次学校適正配置審議会

平成19年9月～平成20年12月 全12回

- ・第4次学校適正配置審議会
平成31年2月～令和2年3月 全8回
- ・第5次学校適正配置審議会（予定）
令和5年11月～令和7年3月 全8回

⑤第四中学校区学校づくりのスケジュール

- ・令和6年 脇田小学校と砂子小学校を統合予定
- ・令和8年 義務教育学校（水桜学園）として開校予定
※現在、校舎の実施設計と施工を行う事業者の選定中

⑥義務教育学校（水桜学園）のコンセプト

I つながり

縦のつながり、横のつながり、将来の自分とのつながりを築くとともに、それぞれのつながりを生かした特色ある教育活動を行う。

II 多様性

子供たち1人1人の多様性を尊重し、違いを認め合い、全ての子供たちが生き生きと活躍できる学校を目指す。

III チャレンジ

専門性の高い授業や将来の自立を見据えた様々な教育活動を通して、予測困難な社会においても、自分の生き方を見つけ、新しい時代を自ら切り開く子供たちを育てる。

IV 新学年の区切り

- ・第1ステージ 1～4年生

学級担任を中心としたきめ細かな指導をすることで、基礎・基本を定着し、非認知能力の基盤を高めるステージ

- ・第2ステージ 5～7年生

教科担任制を積極的に導入し、複数の目で子供たちを見守ることで後期課程への意識を高め、学びを深めるステージ

- ・第3ステージ 8～9年生

将来の自立を目指した学習指導を行うことで、生徒1人1人が次のステージを見据え、主体的に進路の選択・計画を行い、自分の生き方を考えるステージ

⑦質問事項

問 10年遅れたという話があったが具体的事例は。

答 再編により母校が無くなること等から、自分たちのアイデンティティーのある学校が無くなることへの反対意見など。

問 ステージの区切りについての詳細は。

答 小・中学校の先生の中で連携ができていない。6年、3年で分けると中

1 ギャップの考え方の整合性が取れないということと、6年生7年生をつなぐという考え方。

問 廃校の取り扱いは。

答 統合により廃校となったものは、市庁舎にしたもの以外、全てそのままとなっている。

問 中学1年生（7年生）は、第2ステージでは最上級生となるが、部活動における気持ちの負担は。

答 理屈上は中学1年生が第2ステージの最上級生となるが、今までの概念を一旦取り除いて、ここに入ってきた中学1年生は、これが当たり前を感じる。5年生から7年生をどう育てていくのかという部分にフォーカスし、不安なところもあるが尽力している。

問 再編による地域コミュニティ再編もあるのか。

答 学校統合と地域統合は別物と考えている。楽観的に考えれば、20年には統合している可能性もある。

【所感】

- 本市も小中一貫教育を進めており、再編によって解決すべき問題などは共通している部分も多かった。特に、義務教育学校によるスケジュール、計画の立て方は、これから義務教育学校を視野に入れている本市の参考になった。

手法はいろんなやり方があると思うが、学校再編とは学校統合ではなく、目指す教育を実現するための新しい学校づくりという部分が一番心に残った。理念の部分にもなるが、そこがぶれては地域の方々の御理解を得ることは難しいし、いつしか再編（統合）することが目的に変わる可能性もあるのではないかと不安視した。

学校再編というのは、歴史も関係し、今後のまちづくりに欠かせない。義務教育学校も含め開校や統合には地域の理解がないことには進まない。しかし、目指す教育という核の部分为本市が強く打ち出すことにより、さらに本市の小中一貫教育が加速できるのではないかと将来性を強く感じた視察になった。

- 学校適正配置において、「学校を統合したい」ではなく「目指す教育を実現するために、新しい学校づくりをしたい」という理念は大事だと感じた。

施設一体型小中一貫校では、発達段階に応じた4年、3年、2年制を導入されることであるが、教育の一貫性や連携を高め、中一ギャップ解消を図る上で非常に有益であると感じた。

- 門真市は、昭和30年から10年間の高度経済成長期に人口が大幅に増加しました。そういう意味では、大牟田市が石炭産業で栄え、人口も増加した歴史と似ていると感じた。

門真市は、急激な人口増加を受けて、小学校が4校から最大17校に、中学

校が1校から最大7校になっている。しかし、平成17年頃から人口が減少すると同時に、児童生徒数もピーク時の24,088人から令和5年には6,625人まで減少している。

また、児童数の減少だけでなく、施設の老朽化、教育環境の変化、教職員の負担増などを背景として、学校適正配置の審議会が始まった。子供たちの教育を取り巻く環境改善、教職員を取り巻く環境改善、施設維持に係るコスト改善を目的にされている。加えて、廃校になった校舎を市役所庁舎として活用するなど、大牟田市の状況と共通する点も多くあり、今後の大牟田市における学校再編にも大いに参考になるものだった。

- 門真市は、高度経済成長期の1955年（昭和30年）から1965年（昭和40年）までの10年間で、人口が2万人から14万人と増加した歴史を有しています。当時、日本で最も人口増加率が高かった。その状況下で4校だった小学校が最大17校に、中学校が1校から最大7校になった。その人口急増期を経て、門真市も1995年（平成17年）頃から人口が減少し始め、学齢期の児童生徒数は、ピークだった24,088人から2025年（令和7年）の推計で6,051人と4分の1までになる見込みと説明があった。

当然、学校の適正配置が必要となり1998年（平成10年）より、第一次学校適正配置審議会が設けられ、現在第四次の審議会を終え、義務教育学校等を整備し、来年度から第五次の審議会を行う予定と説明があった。特に第三次の審議会でも五つの提言の内、財政危機や地域との合意形成の課題、市役所職員のマンパワーの弱体等の理由で一つしか実現できず、約10年間の空白を生じさせた。

その経験から、学校を行政が一方的に廃止するという提言でなく、魅力ある学校づくりを地域と共に審議しようと方針転換が行われ現在に至っている。

今後の大牟田市における学校再編にも大いに参考になる取組だった。

- 学校再編では、地域との協議がとても重要であることを改めて認識することができた。地域の歴史や学校設立の経緯などが、地域で暮らす住民の皆様には極めて大切な想いとして根付いていることを尊重して話を進めない、うまくいかないことが分かった。

子供たちと地域の人たちとの「縦・横のつながり」を創出し、「教育からまちを変える」まちづくりのリーディングモデルとなる学校を目指すとして、周辺道路や公園を一体整備し地域の人と子供たちが交流できるスペースをつくるという発想は参考になった。

- みんなで新しい学校づくりを進めるために、ワークショップと学校設立準備会による意見集約を細やかにいき、事業全体の情報共有と課題の検討を積み重ねること。また、その内容を「スクールツクール」というチラシを配布、さら

に情報の周知を図ることは、大変重要だと思った。

- 門真市も本市と同様に企業城下町として、人口が6万人から昭和50年14万3,000人まで増えたが、現在では緩やかな人口減少により12万人弱となっている。そのような中、門真市では平成19年8月31日に門真市教育委員会より、門真市学校適正配置審議会へ「市立小・中学校の校区再編及び適正配置について」を諮問し、門真市学校適正配置審議会は、12月8日に門真市教育委員会へ答申を出し現在へと続いている。

特に学校を魅力的に変えて、学校の教育の質を向上させ、今の時代にあった教育を目指し、その実現のために新しい学校をつくりたいという明確な目標と取組がしっかりとなされている印象を受ける。

(2) 奈良県橿原市

① 橿原市の概要と視察事項

- ・ 【人口】 119,607人 【面積】 39.56km²

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、桜井市、大和高田市、明日香村等に隣接している。万葉の時代を偲ばせる「大和三山（畝傍山、耳成山、香久山）」がそびえ、その中央には約1,300年前の首都、本格的な条坊制の「藤原京跡」がある。また、市内には歴史的文化遺産が点在している。

- ・ 視察事項

橿原市の子ども総合支援センター事業（発達障がい児に係る支援の拠点施設）について

② 橿原市子ども総合支援センター

I 沿革

橿原市子ども総合支援センターは、発達障がい等を有する子供及びその家族に対し、その子供の成長段階に対応する一貫した教育的、福祉的及び医学的支援を行うことを目的として2014年（平成26年）4月に開設した。

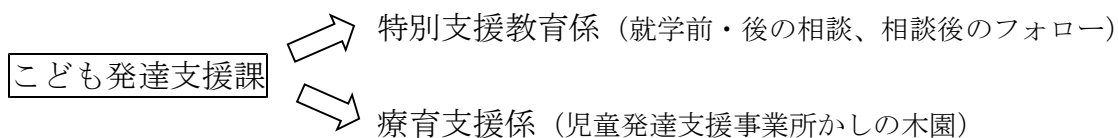
その源流は、1974年（昭和49年）に橿原市の事業として、身体不自由、集団生活になじみにくい乳幼児、言語に遅れを持つ子供などの療育や相談を受け付けた、心身障がい児訓練施設「かしの木園」の開設であり、保護者とボランティアが中心となって地域に根ざしたきめ細やかな療育を行ってきた。その後、支援費制度、障害者自立支援法の施行などにより「児童・デイサービス」として訓練指導が行われてきた。2008年（平成20年）には、発達障がい者支援体制整備事業が実施され、療育手法をまとめた「もありんく」等の刊行。翌年には、児童福祉課子育て支援室に常勤臨床心理士の配置が行われ充実が図られている。

橿原市独自事業として、発達障がい者に特化した取組が進められてい

る。

II 施設の概要

- ・2014年（平成26年）4月開所
「乳幼児期から就学期に向け、保健・福祉・教育等の総合的な視点から療育・リハビリ・相談・研修等を行う施設」
- ・現有小学校校舎の一部を利用（改装）
（環境に配慮したつくと太陽光発電）
- ・財源：約2億8,300万円 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金
約2億7,600万円（地域の元気臨時交付金）
- ・組織
教育委員会 → 子ども総合支援センター → こども発達支援課



- ・職員構成 総人員38名（正規職員21名、会計年度任用職員17名）
センター長（1名）：事務職
課長（1名）：理学療法士
指導主事（2名）：教員
課長補佐（2名）：事務・臨床心理士
総括調整員（3名）：臨床心理士・看護師・事務
係長（3名）：保育士・言語聴覚士・幼稚園教諭等

III 発達障がい者支援体制整備事業

- 三つの柱 ◆途切れない支援体制の構築
◆支援の充実
◆支援者のスキル向上

IV これまでの取組（主なもの）

連絡調整部会・協議会の設置開催、常勤心理相談員の配置、就学後相談のための指導主事(教員)の配置、推進プログラムの策定

V 特別支援教育係の概要

○人員体制

- ・指導主事(教員)：2名（現職小学校教員）
- ・特別支援教育指導員：1名（退職校長）
- ・特別支援教育相談員：2名（退職校長・退職園長）

○2022年（令和4年）の相談等実績

（就学後）

- ・巡回相談 60件
- ・電話来所相談 175件

・巡回訪問支援	124件	(小・中学校への訪問)
(就学前)		
・乳幼児検診時の心理相談	131件	
・すこやか子ども相談	104件	
・心理相談・発達相談	547件	
・電話相談	174件	
・巡回訪問支援	94件	
・医師による相談	35件	
・幼児療育教室	77名	(1歳半から5歳児)
・ふれあい教室	51名	(内1歳児から2歳児)
・ぐんぐん教室	26名	(内3歳児から4歳児)

VI 療育支援系の概要

○人員体制

・管理者	1名	(課長職・理学療法士)
・園長	1名	(課長補佐職・臨床心理士)
・事務職	2名	(課長補佐職・統括調整員)
・看護師	1名	(統括調整員)
・理学療法士	1名	
・言語聴覚士	3名	(内1名は係長職)
・作業療法士	4名	
・保育士	8名	(内1名は係長職)

○2022年(令和4年)度の利用状況

・園児(かしの木園)数	221名	(内:他町村…11名)
・年間延べ利用者数	5,116名	
・通園支援乗車延べ人数	1,257名	(送迎あり)
・ケア会議参加者	144名	
・保護者個別相談	46名	

③質問事項

問 教職員等に対する研修に関する事業とは。

答 大学等の先生により研修を実施、昨年度は認知行動療法。

問 発達障がい児に係る支援においてICT機器の活用は。

答 通所児童に対するタブレット使用での療育を進めている。個別にカスタマイズする必要があると感じている。

問 発達障がい児の義務教育終了後の支援は。

答 施設入所後の個別相談には応じている。特別支援学校卒業後の生徒に対しての支援は不十分。

問 発達障がい児の特性を生かした就労支援は。

答 シャープの子会社で特例会社を設立した会社への就労を進めている。

問 1970年代の発達障がいという言葉もなかった時代に関所・スタートしている理由は。

答 当時の保護者とそれを支えたボランティアの方々の活動が源流。今もその当時のボランティアさんに来ていただいている。

【所感】

- 約50年前から市の取組として発達障がい児者への支援が行われていた檀原市の子ども総合支援センター事業は、先見の明とその継続性に、ただただ感銘するばかりだった。

その歴史に裏打ちされるように、臨床心理士の有資格者が課長補佐職として正規雇用され、理学療法士や保育士といった専門職課長の存在も、このセンターの充実感を示す一つであろうかと思う。

質疑の中で、当時の保護者、ボランティアの活動にその源流があると説明を受けたが、その取組を行政としてしっかり受け止め、支え、発展したからこそ、今日の視察で知ることのできた充実した相談体制、療育体制の構築であったと思われる。

大牟田市においても、発達障がい児者への支援は必須であり、その充実も市民は切望していると考えます。この視察の成果をこれからの市政に生かすことが、我々市議会議員の責務であると思う。

- センターの施設は清潔感があり、使いやすい設備が整っていた。また、子供たちが楽しめるように掲示物などの工夫をされていた。さらに、子育て支援のグループ活動やセミナー、地域の子育てに関する情報共有や、保護者同士の交流の場としても活用されている。

このような総合的な支援センターの存在は、地域全体の発展にもつながることから、本市においても同様の施設が必要であると感じた。

- 檀原市においては、発達障がい等を有する子供たちの支援を、行政が行う前から地域やボランティアの活動があったと言われている。その後、昭和50年から檀原市が「心身障がい児訓練施設かしの木園」を始まりとし、現在の保健・福祉・医療・教育等の関係機関が効果的な連携が行える「子ども総合支援センター」として療育を実施されている。

その施設には、臨床心理士やリハビリテーションの専門職、保育士が正規職員として配置されている。そのため充実した相談体制、療育体制が整っていた。

大牟田市においても発達障がい等を有する子供たちが増加傾向にあり、その支援と充実は、今後の大きな課題になってきている。そういう意味でも、今回の視察をこれからの市政に生かしていきたいと感じた。

○ センター設立以前からのボランティアなどでの支援活動から始まり、設立となった。また、当初から携わっておられた方は、今も携わっているということで、この総合センターの設立の経緯や理念がきちんと浸透しているとまずは感じた。

就学前の発達相談、就学後の教育相談を合わせており、途切れない支援が同施設で対応できることはよいことだと感じた。理学療法、作業療法の概念はケガなどでのリハビリなどのイメージであったが、療育や発達支援という考え方が視野を広げるきっかけにもつながった。

○ 発達障がい児やその家族に対して、成長段階に対応して教育・福祉・保健・医学的支援を同じ場所で行っていることは、専門家同士の連携も取りやすく、スムーズな支援につながり効果的であると感じた。

施設内の見学をさせていただいたが、子供たちが緊張しないように入り口で生き物を飼育したり、目の高さに掲示物を掲出するなど、安心して過ごせる工夫が随所に見られ参考になった。

○ 子育て支援において、連携をとりつつも、保健福祉・教育と縦割りになりやすい行政の対応が、乳幼児期から就学期に向けて総合的な視点から、相談・療育・リハビリ・研修など、子供の実態を大切にした取組が行われていた。

「橿原市子ども総合支援センター」のような施設整備が一番望ましいが、本市でもソフト面の政策の中から取り組むことができるのではないかと思った。

○ 子ども総合支援センターは、昭和 50 年に「心身障がい児訓練施設かしの木園」開設され、これまで積み重ねられた経験を生かし、子供の成長段階に対し、教育的・福祉的・医学的支援が総合的に行われ、集団療育や個別療育がきめ細かに行われている印象を受ける。

また、発達に遅れが見られる子供や発達障がいなど様々な課題や困難さを感じておられる方々やその御家族が、いつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、社会生活がより良くなること、社会参加へのバリアフリーを願って作成された「りんくノート」は成長の過程を記録しておくものであり、支援を受けている教育機関、福祉機関などで担当の先生や支援者の方々が支援を考えたり引き継ぎをされるときに、子供のことをよく知ってもらうための手助けになり、様々な課題の解決へと向けた情報共有の点で有用なものである。

(3) 大阪府箕面市

①箕面市の概要と視察事項

・【人口】139,126人 【面積】47.90k㎡

大阪府の北部に位置し、市域中央に明治の箕面国定公園が広がる高度経済成長期の阪急電車開通によって複数の住宅街ができ、大阪都市圏のベッ

ドタウンとして発展。現在でも、茨木市にまたがる「彩都（国際文化公園都市）」や、北部に広がる「水と緑の健康都市」などのニュータウン整備が進行中。2023年度末に北大阪急行線が延伸し2つの新駅が開業予定。

・視察事項

通学路に設置した防犯カメラについて

②箕面市の防犯カメラ取組の概要について

より安全・安心なまちづくりを進めるため、箕面警察署の全面協力により全ての市立小中学校の通学路に防犯カメラを750台設置。府内最初に全通学路に防犯カメラを設置し、1校区当たり平均50台の防犯カメラを設置し、全国でもトップクラスの取組となっている。

- ・平成26年度 全ての小中学校の通学路に防犯カメラ750台を設置
- ・平成27、28年度 自治会の防犯カメラ設置費用補助制度を拡充
- ・平成28年度 市内全ての公園203園に防犯カメラ300台を設置
- ・平成29年度以降 自治会の防犯カメラ設置費用補助制度の見直し

I 期待される効果

- ・犯罪発生を抑止
- ・検挙率向上 等

II 総数750台

通学路は、学校を中心として多岐に分散しているため、1校区当たり約50台という台数は決して多過ぎではない。他市では、1校区当たり5～10台設置するところがあるが、それでは十分な効果が得られない。

III 箕面警察署と協定

防犯カメラの設置に当たり、箕面警察署の全面協力を得るため、箕面警察署と協定を締結。これにより、箕面警察署はプロジェクトチームを編成し、警察が持っている情報を基に設置場所を決定している。

IV SDカードによる録画

防犯カメラの映像は、モニター監視をするのではなく、SDカードに1週間録画し、上書きをしている。なお、プライバシー保護のため、必要に応じて住宅部分にはマスキングを行っている。

V 録画された映像の利用

警察からの要請に基づく捜査目的以外では外部提供を行わない。

市で利用する場合、行方不明者の捜査に関する事、不法投棄、インフラなどの災害現場検証などとして、使用する要因を限定している。

③通学路カメラ設置後の状況と、自治会カメラ・公園カメラ設置までの経緯

I 防犯カメラ設置による街頭犯罪の減少

小・中学校の通学路に防犯カメラ750台を設置した結果、子供への声かけなどの不審者情報や盗難が大幅に減少した。

II 子供への声かけ、不審者情報

- ・平成 25 年 9 月～平成 26 年 4 月…30 件
- ・平成 26 年 9 月～平成 27 年 4 月…17 件
- ・平成 27 年 9 月～平成 28 年 4 月…21 件

III 自転車盗、オートバイ盗

- ・平成 26 年 1 月～平成 26 年 4 月…133 件
- ・平成 27 年 1 月～平成 27 年 4 月… 83 件
- ・平成 28 年 1 月～平成 28 年 4 月… 69 件

④次の目標として、通学路以外の安全性向上を掲げている。

I 自治会の防犯カメラ設置費用補助制度を拡充

○補助制度の期間

平成 27 年度・平成 28 年度の 2 年間限定で拡充。

○設置の補助対象経費

- ・20 万円以内で、90%を補助。補助上限額は 18 万円。
- ・防犯カメラ 1 台当たり、2 万円程度で設置ができる。

○管理の補助

- ・電気代（約 300 円/月）：90% → 自治会の負担は約 360 円
- ・SDカードの交換費用：90%
- ・修理費の補助：75%（1 年に 1 回、上限 4 万円）
- ・電柱への供架料：90%

ただし、市道に設置された電力柱（関西電力）へのカメラの設置は費用が発生しない。（道路占有料との相殺で減免）

○自治会カメラ設置費用補助制度に対する反応

次の目標である、市全域での犯罪防止に向け、通学路以外の防犯カメラの設置を促進するため、自治会に対して 2 年間限定で防犯カメラ設置費用の 90%を補助する制度の拡充について説明会を実施。

- ・当初予算は 40 台分 → 説明会への参加自治会は 100 を超えた。
- ・補助費（5,760 万円：320 台）補正予算を平成 27 年 9 月議会で提案。
- ・約 90 自治会で合計 360 台の防犯カメラが設置される見込み
- ・通学路カメラ（750 台）と合わせると、市内に合計 1,110 台の防犯カメラが設置されることとなった

⑤平成 28 年 7 月に全自治会（280 自治会）意向調査

- ・回答自治会数 58 団体
- ・新規設置予定 270 台の意向を確認
→ 追加補正予算（4,320 万円：240 台）を平成 28 年 9 月議会に提案

⑥自治会カメラ補助予算の推移>

・平成 27 年度	当初	40 台分	720 万円
	9月補正	320 台分	5,760 万円
	合計	360 台分	6,480 万円
・平成 28 年度	当初	40 台分	720 万円
	9月補正	240 台分	4,320 万円
	合計	280 台分	5,040 万円

⑦市内全ての公園に防犯カメラ 300 台を設置。

I 設置経緯

自治会に防犯カメラの設置を進める中、自治会から「公園にも防犯カメラを設置してほしい」との要望が多く寄せられた。

II 設置概要

- ・設置時期：平成 28 年度中
- ・設置場所：市内全ての公園（203 園）
- ・設置個数：300 台
- ・予算額：7,064 万円

III 設置場所の選定

箕面警察署の意見・協力により選定

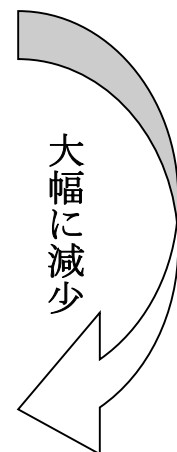
⑧令和 5 年 4 月現在設置台数

年度	自治会カメラ (補助金支払い台数)	通学路カメラ	公園カメラ	年度合計
平成 25 年度以前	10	40	—	50
平成 25 年度			—	0
平成 26 年度	—	750	—	750
平成 27 年度	75	—	—	75
平成 28 年度	420	—	300	720
平成 29 年度	264	—	—	264
平成 30 年度	22	36	—	58
令和元年度	33	—	—	33
令和 2 年度	12	—	—	12
令和 3 年度	17	2	—	19
令和 4 年度	14	1	—	15
設置年度不明	—	—	11	11
合計	867	829	311	2,007

⑨該当犯罪件数の推移

通学路防犯カメラ 829 台、自治会防犯カメラ 867 台、公園カメラ 311 台を設置した結果、声かけや街頭犯罪件数が大幅に減少している。

	子供への声かけ、不審者情報	街頭犯罪件数
平成 26 年度	43	588
平成 27 年度	39	544
平成 28 年度	30	391
平成 29 年度	28	349
平成 30 年度	16	262
令和元年度	12	234
令和 2 年度	7	179
令和 3 年度	6	178
令和 4 年度	<u>23</u>	<u>186</u>



※街頭犯罪・・・路上強盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上狙い、部品狙い

⑩カメラの画質にこだわる

- ・防犯カメラの推奨機種選定では、カメラの仕様書に記載されている数値を重視せず、実映像（画質）を確認し、機種を選定。
- ・防犯カメラ推奨機器選考委員会を庁内で立ち上げ、推奨する防犯カメラを選考。委員は、関係部局室を所管する部長級・室長級職員で構成。

⑪今後の展望

防犯カメラ設置の目的は、犯罪の抑止や捜査機関への協力だけでなく、市民の防犯意識の向上など多岐にわたる。防犯カメラは活躍しているが、安全なまちづくりを進めるためには、防犯カメラだけに頼るのではなく、「さらなる市民の防犯意識の向上」が必要。

今後も、あらゆる機会を捉えて、市民の防犯意識の啓発・向上に全力で取り組む。

⑫質問事項

問 プライバシーの保護について、どのように市民の理解を得たのか。

答 箕面警察署の協力のもと設置予定箇所を決定の上、学校協議会（青少年を守る会、青少年指導員、PTA、民生員等教育関係団体）に説明を行い、意見を聴取、設置予定箇所の調整を行った。その後、設置予定箇所の自治会宛てに函面を送付し、意見聴取又は説明を行った。

問 箕面警察署との協定の内容と具体的な連携の実態について。

答 箕面警察署は協定書に基づき、以下の条件のいずれかに該当する場合には、貸与している専用パソコンを使用して防犯カメラの閲覧が可能。

- ・犯罪捜査等の目的で、緊急で防犯カメラの閲覧をする必要がある場

合で、市からの提供を受ける暇がない場合。

- ・防犯カメラ内の画像の保存期間内に、市が提供することができないと思慮される場合。

問 市民の反応、評価は。

答 【意見抜粋】

- ・様々な犯罪抑止につながる。
- ・主要通学路だけでなく、生活道路等にも設置してほしい。
- ・子供だけでなく高齢者の安全・安心につながる。
- ・プライバシーの保護等映像利用の運用をしっかりともらいたい。
- ・1億5,000万円という大きな額は、子供がいない世帯にとっては喜ばしいことではないが、地域で子供を育てる、安全を守る点では必要なものだと思う。
- ・維持管理費や更新費用はどうなるのか。

【所感】

- 民家部分にはマスキングするなどプライバシーの配慮もできている。高齢化率の高い本市においては高齢者の見守りにも活用ができるのではと感じた。
- 大阪においては、2001年に発生した池田小無差別殺傷事件や頻発するひったくり事件などが背景としてある。箕面市は、より安全・安心なまちづくりを進めるため、平成26年に市内全ての小中学校通学路に750台の防犯カメラを設置し、全国でもトップクラスの取組として報道されている。
犯罪発生を抑止や犯罪検挙率向上など一定の成果がある一方、750台の整備費用が1億3,500万円で、その後も相当な維持管理費が発生すること、プライバシーに関する問題も多いと説明を受けた。
その他、市長の政策として子育て・教育日本一を掲げており、その施策の推進により2022年の住みよさランキングでは大阪府内において大阪市に次いで箕面市が第2位になっていることから、今後の大牟田市のまちづくりのヒントを得ることができた視察となった。
- 防犯カメラを設置したことで、不審者情報や自転車窃盗の件数も約半数（不審者情報30件：2013年度⇒翌年17件、窃盗同年133件⇒翌々年69件）に大幅減少しているとのこと。その後も自治会の防犯カメラ設置の補助制度を拡充し、設置費用の9割を補助し、約2万円で設置が可能という仕組みを構築されている。その結果、2022年（令和4年）現在2,007台の防犯カメラが稼働中。大阪で一番安全なまちを目指して、これからも補助を継続するとのこと。
課題としては、750台の整備費用が1億3,500万円必要で、その後も相当な財政負担が生じることと説明があった。また、プライバシー保護に配慮した運用も必要であると感じた。

大牟田市での取組は、防犯効果とそれに見合った適正な財政負担となるのか、市民を含め多様な方々の意見を聴取し、慎重で丁寧な検討が必要と思われる。

- 防犯カメラの市としての設置の取組については、プライバシー保護の問題もあるが、市民の理解を得ながらこれだけの設置数は驚いた。

犯罪抑止などにも数字としてよい方向につながっており、子育てをしている世帯などからは特に安心して住みやすいのではないだろうかと感じた。抑止にはつながるものの、個人的には録画保存が1週間ということだったので、捜査依頼があつてから、録画確認への対応を果たしてできる期間なのか疑問も残った。

- 導入の背景に、ひたたくり犯が多いことや、子育てのまちとして子育て日本一を掲げて、通学路の安全を示すインパクトが強いことは、犯罪抑止や子育て世代へのアピールとしては効果的と感じた。

個人情報保護の観点や隣人トラブルなどの課題は多少あるとのことだが、昨今の犯罪者検挙の報道など見ていると、防犯カメラの役割は大きいと感じた。

- 防犯カメラの設置は、安心・安全なまちづくりの観点から重要な取組だが、その反面、プライバシー保護の観点から市民の理解を得ることが大切だと考える。箕面市においては、箕面警察署と連携した上で、設置予定箇所を決定し、学校協議会（青少年を守る会、青少年指導員、PTA、民生委員等教育関係団体）にて、意見聴取、調整等を行い、地域にも図面を送付し意見聴取や説明を行うなど、きめ細やかな取組がなされている。

本市の防犯カメラの設置はまだ限定的だが、犯罪抑止を目的として防犯カメラの設置が今後進められる場合は、箕面市の取組は重要なことだと考える。

(4) 兵庫県川西市

①川西市の概要と視察事項

- ・【人口】155,826人 【面積】53.44km²

川西市は兵庫県の東南部に位置し、東は大阪府池田市と箕面市に、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府能勢町と豊能町に隣接しており、東西に狭く、南北に細長い地形になっている。

気候は温暖で北部は山岳の起伏に富み、その一部は猪名川溪谷県立自然公園に指定されている。また、南部は平たんで、市の中心市街地はここに形成されている。

- ・視察項目

子どもの人権オンブズパーソン事業について

「子どもの人権オンブズパーソン」は、いじめ・差別・体罰・虐待などで苦しんでいる子供たちを助けるために、市の条例でつくられた公的第三者機関である。普段、子供たちの身近にいる家族や学校の先生とは違った立場で、子供の話をしっかり聞いて、子供にとって一番よい解決方法を、子供と一緒に考え、手助けをしていく。川西市の18歳までの子供（市内に住んでいる、市内の学校に通っている、市内で働いている）のことであれば、大人からも相談ができる。

②条例制定の経緯

1980年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子供の自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていた。他方、国際的な潮流として、1989年（平成元年）11月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994年（平成6年）4月に同条約を批准した。

これらの状況を踏まえ、抜本的ないじめ対策等の在り方についての検討・協議を進める中で、子供の人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998年（平成10年）12月の市議会にて全会一致で可決・制定された。

③人員体制等

○オンブズパーソン：3名（任期2年、最長3期6年）

（地方自治法上の非常勤特別職）

法曹界、学識経験者、子供の人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱する。

- ・代表オンブズパーソン：大学准教授（児童福祉、社会的養護）
- ・代表代行オンブズパーソン：弁護士（学校問題・スクールロイヤー）
- ・オンブズパーソン：子供の人権関係NPO代表

週1回の研究協議（ケース会議）を開催、必要に応じて直接相談に入る。

※「申立て」案件に関する調査、調整活動、講座・講演等による啓発活動等

- ・調査相談専門員（相談員）：4名（週4日勤務 9：35～18：05）

（地方公務員法上の会計年度任用職員）

※オンブズパーソンの命を受け、職務遂行を補助しつつ、相談・調整活動に従事する。

※子供や保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告する。相談の継続や調査活動にも携わる。

※うち1名がチーフ相談員として相談・調査等の関係機関との連絡調整等を担当。

- ・調査相談専門員：11名…必要時に活動

（地方自治法上の専門委員：通称 専門員）

※オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、心理、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動。

・事務局職員（行政職）：2名

（市長公室、人権推進多文化共生課職員、会計年度任用職員）

※オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐、事務局の庶務等を担当。

④相談内容

2022年、オンブズにどのような相談内容のケースがあったのかを見ると、「不登校」の相談・調整回数が最も多く、次いで「学校・保育所等の対応」「家庭生活・家族関係」「交友関係の悩み」の順で多くなっている。前年度と同様に「不登校」の相談・調整回数が「家庭生活・家族関係」を上回っているが、本年度は「学校・保育所等の対応」の相談・調整回数も「家庭生活・家族関係」を上回っている。問題がどのような関係において生じているかをケース数の割合で見ると、例年と同様「子供と学校・保育所・教職員等との関係」が75.5%、「子供同士の関係」が64.2%、「子供と保護者・家族の関係」が56.6%と高い割合になっている。

オンブズへの相談では「いじめ」「不登校」「交友関係の悩み」「進路問題」など、子供が学校生活上で直面する問題が相談者の主たる訴え（主訴）として、「家庭生活・家族関係」「学校・保育所等の対応」などが副次的な訴え（副訴）として相談されることが多くある。2019年から増加傾向にある「不登校」の問題だが、本年度の年間相談・調整回数は312回で、そのうち275回が主訴として相談された。その275回のうち「不登校」を主訴とする相談では「家族関係・家庭生活」を副訴とするものが41.7%、「学校・保育所等の対応」を副訴とするものが38.2%だった。

不登校の場合は、子供が学校に通いにくくなったきっかけや、不登校状態が続くことで生じる問題等が絡み合い、状態が複雑化しやすい特徴がある。事態の改善に向けた動きが長期化し、主訴が学校生活上の課題や家族関係の問題から、次第に学校や保育所等の対応になっていく傾向がある。近年の相談の背景には複数の問題が絡み合い、それぞれの問題が根深いケースが少なくない。こうしたケースでは、子供や保護者だけでなく、学校や行政機関とも複数回にわたって協議しながら解決に向けて取り組む必要があるが、その際には「子供にとって一番よいこと（子供の最善の利益）」を中心に据えることが重要となる。

本年度は、不登校や交友関係の悩みをはじめとする学校で生じた問題について、子供本人から話を聞き、整理された子供の気持ちを保護者や学校に届けることで問題解決にあたったケースがあった。

こうしたケースに関わる際には、子供とじっくりと向き合い、課題を一つ一つ整理する必要がある。第三者機関であるオンブズとして「子供の最善の

利益」の確保を目指し、子供のSOSを受け止め、子供たちをエンパワーするよう取り組んでいく必要がある。なお、前年に引き続き、2021年度に申立てを受け付けた案件について延べ28回（前年度からの通算で延べ112回）の聞き取り調査等（連絡調整を含む）を実施し、条例に基づき対処を行った。

⑤質問事項

問 子どもの人権オンブズパーソン事業の広報啓発の状況と課題は。

答 リーフレットとカードを、市内の小・中・高等学校・保育園等の全てに春と秋に配布している。他には、子どもオンブズ通信で制度の内容や仕組み等についてお知らせしている。

問 オンブズパーソンの人材確保について現状と課題は。

答 任期やある程度の保有資格は定めているが、実際には職業としての確保は厳しいのが現状。相談員は、できれば子供たちに近い年齢の方をお願いしたいが、現状は研究者の研究の一環というケースも多い。

問 相談項目の中で「行政機関の対応」という記述があるが、具体的にはどのような内容なのか。

答 これは市の教育委員会や担当部課の対応についての相談のこと。

問 不登校の相談が近年急激に増加しているが、その要因についてどのように捉えているのか。

答 全国的な課題と思うが、もともとあった問題が顕在化したことや、相談自体がしやすくなったことが増加の一因ではないかと捉えている。

問 今後の課題の中で、インターネットでの相談受付をしており、今後はLINEを取り入れた相談を模索中とのことだが、具体的にはどのような展開を考えているのか。

答 LINEは即時性が求められるが、即時対応が困難である状況もあることから、受付などの入り口としての活用を検討。

【所感】

○ 20年前から先進的に取り組まれていることに感心した。パンフレット等に全てフリガナをつけるのも素晴らしいと感じた。

条例・法令が整備されていることで、重大事案に発展することが少なくなっていることは学ぶべき点だと感じた。

子供の人権については、これから特に注目すべき視点であるが、20年以上前から取り組んでおられる先見性に感心したし、本市においても子ども子育て条例ができるこの機会に真剣に取り組んでいきたいと決意を新たにしたい。

オンブズパーソンが直接会ってじっくり話を聞くことを基本にしているとの説明を聞き、近年の青年層がSNSやスマートフォンを使い、人との接触を嫌

う傾向が見られるが、やはり人と人の直の触れ合いが問題解決には欠かせないことがよく分かった。

○ 子供の人権意識の向上や問題解決の体制構築に役立っていると感じた。子供たちが相談をしやすいするために、リーフレットに相談員の顔を載せるといった工夫をしている。この制度によって、専門家が子供の立場になって一緒に考え、子供の声を代弁し、権利を守っていくことができる一方で、専門性を持った人材の確保の難しさを感じた。

○ 川西市の子ども人権オンブズパーソン制度の趣旨は、いじめ・体罰・不登校・虐待などに悩む子供のSOSを受け止め、あらゆる人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998年(平成10年)12月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関(市長の附属機関:地方自治法第138条の4第3項)。個々の子供の人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子供の救済から見えてきた課題については、「子供の最善の利益」(子どもの権利条約第3条)を確保する観点から、市の機関(市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関)などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行うことになっている。

1980年代以降、学校内でのいじめ等を背景とした社会問題などが制度制定のきっかけになっており、1998年12月の市議会で可決・制定されている。制度運営は、オンブズパーソン3名、地方公務員法の調査相談専門員4名、地方自治法の調査相談専門員11名、事務職員2名の体制で活動している。今後の課題としては、市の機関に対して調査権、勧告及び意見表明権を有し、市の機関にも調査に協力する義務を課すと共に、勧告や意見表明の尊重義務を課している。

一方、県立高校等の「市機関以外の機関」に対しては、調査の「協力依頼」にとどまっていることから、調査に一定の限界があると共に、調査結果の通知も是正等の「要望」の範囲となっている。

また中学生や高校生は、平日の昼間は授業やクラブ活動のため相談しづらい状況にある。「電子メール」での相談は実施していないが、インターネットでの相談受付は実施済。今後「LINE」を取り入れた相談を模索中。全ての子供の最善の利益を図るためには様々な課題があると感じた。

大牟田市においては、川西市のように独立した第三者機関としての相談体制は確立されていない。大牟田市において、1人1人の子供の人権侵害・防止を図るために議論を深めていく必要性を感じた。

○ 子供自らが、困りごとがあるときに相談できる体制があることは、今の時代に合っていると感じた。私が子供のときには、事件や事故で警察、消防しか知らなかった。

相談体制があるだけでなく、川西市の子供たちがオンブズパーソンを知っていることで、心の安心感も図られると思う。子供の不登校が 29 万人を超えている中、学校以外での関わり方もとても大切で、子供たちを救える取組だと感じた。

- 川西市の子ども人権オンブズパーソン制度は、県立高校等の市機関以外の機関に対しては、調査の協力依頼にとどまるなどの一定の限界があり、調査結果の通知も「勧告」でなく「要望」の範囲となっている。また、相談時間やその方法も ICT を活用する等、今後検討が必要とのことであった。

大牟田市では、現在、子供の人権に関する相談や問題が発生したときの対応を市教育委員会や市の人権・同和教育課が担っていると思われるが、川西市のように独立した第三者機関として機能していない。これから大牟田市で安心して学齢期を過ごすためには、人権侵害から擁護する専門機関と人員が必要ではないかと考える。

- 川西市「子どもの人権オンブズパーソン制度」の調整活動に当たり、子供にとってより良い人間関係が新たにつくり直されていくよう「橋渡し役」を担うとあり、「対決」型、「告発」型の対応ではなく、子供自身が立ち直り成長していく関係づくりを調整していく取組を重視している。とある。

子供の今後に配慮した大切な姿勢だと実感した。